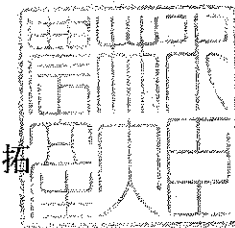


元消安第 4049 号
令和 2 年 1 月 6 日

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋 殿

農林水産大臣 江藤 拓



食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）

下記の事項については、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると解してよいか。

記

肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき定められた、「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件」（昭和 61 年 2 月 22 日農林水産省告示第 284 号）の「十三 農薬その他の物が混入される肥料」のうち、食用及び飼料用に供しない植物等に使用される、農薬が混入される普通肥料の公定規格を設定、変更又は廃止すること。

